2022・January
1
第799号

美容にいがた

BA新潟
発行所／新潟県美容業生活衛生同業組合　新潟市中央区東大畑通1番町490番地13　TEL (025)223-0991 FAX (025)228-3678
発行人／竹 内 聖 二　月刊／毎月20日発行　定価／1部20円（組合費に含まれています）
URL／https://biyouniigata.com

サロンの皆様でご回覧ください

CONTENTS
◇県知事・理事長年頭挨拶
◇全美連各ブロック組織強化担当会議に出席して
◇レベルアップセミナー後期受講生募集中
◇感染拡大予防ガイドライン改訂について

新春知事挨拶

新潟県知事　花 角 英 世

令和４年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、様々なイベントが制限され、私たちの生活様式も変化を余儀なくされました。そのなかで、県民の皆様の感染対策への関心はますます高まっており、営業者の皆様には、これまで以上に衛生及び安全・安心の確保が求められております。

こうした状況の中、貴組合におかれましては、感染拡大防止と社会経済活動を両立させるため、業種別ガイドラインに沿った感染対策の実施及び保健所と連携した衛生管理講習会を実施するなど衛生管理に積極的に取り組まれるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだ需要の喚起を目的とした消費喚起・需要拡大プロジェクトとして、ＧｏＴｏ美容室キャンペーン等により美容業界の振興に取り組んでおられます。

また、高齢者や障害のある方に、安心・快適・満足の美容サービスを提供するためのハートフル美容師養成研修やがん患者サポート美容師養成研修を開催するなど地域社会への貢献にも積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

県といたしましては、引き続き業界の活性化及び衛生水準の向上等への支援を行ってまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましても、多様化する消費者ニーズを捉えたサービスにより、安全・安心で特色あるお店づくりに取り組むなど、業界の振興及び県民生活における衛生水準の維持・向上に御尽力くださるようお願い申し上げます。

終わりに、新潟県美容業生活衛生同業組合の皆様の御活躍と御多幸を祈念し、新年の挨拶といたします。

令和4年　年頭ご挨拶

理事長　竹 内 聖 二

謹んで新年のお慶びを申し上げます。新年を迎え、皆様のご健康とご多幸を心よりお祝い申し上げます。

2020年1月に日本国内において初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の脅威は、私たちの予想を大きく上回ることとなり、瞬く間に日本各地に拡がる規模となりました。1年が経過した頃になっても各種会合やイベントは中止、国や自治体による緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が続いたことによる施設・店舗への休業要請、不要不急の外出の自粛要請など、その影響は、まもなく2年が過ぎようかとしている現在においても深刻な事態から脱却出来ておりません。今年度の新潟県美容組合の様々な事業も実施の断念を余儀なくされました。しかしながら美容組合加入店舗におかれましては、組合から配布させて頂いた「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づきながら様々な試行錯誤の中で創意工夫をし、お客様へ安心と安全をお届けする営業に徹してこられましたことに敬意を表するとともに心から感謝申し上げます。私たち美容業は、公衆衛生の向上、衛生水準の維持向上に資することが使命であり、各サロンでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、この未曽有の事態が終息を迎えるまで対応していかなければならぬと考えております。

1年間延期となっていた東京オリンピック・パラリンピックも原則として無観客ではありましたが、無事に開催され日本中を歓喜の渦に包みながら閉幕を迎えました。賛否両論のあった一大イベントではありましたが、各方面で日本人の心遣いや日本のおもてなしに感激した様子も報じられ、この日本という国が持っている秘められた底力を感じさせられた場面もございました。

令和2年末に新潟県の「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業に認定されて「ＧｏＴｏ美容室キャンペーン」を実施させて頂いた際には、組合員皆様から数多くの感謝の声を頂戴致しました。幸いにも令和3年度も新潟県より支援を頂き「ＧｏＴｏ美容室キャンペーン2021　わくわく感謝祭」を2ヶ月間実施することが出来ました。ＮＳＴ・ＵＸでの各テレビＣＭ、地元情報誌、Ｗｅｂ等の媒体を使い、美容組合の組織活動を伝えることをはじめとし、ガイドラインに沿った衛生管理を徹底しながら感染防止策を十分に実施して営業を続けている組合加入店舗を広く県民に周知し、併せて安心安全な組合加入店舗への誘客を図ることを目的としました。過去において出来ていなかった一般消費者に向けての美容組合や加入店舗の訴求活動の反響は大きかった様に感じてはおります。まずは新型コロナウイルスによる影響により売上の低下や客数の減少に苦しんでいる美容組合加入店舗に対し、結果を伴う行動をしなければとの思いで力を注ぎ取り組ませて頂きました。各サロンの今後の経営の一助になってくれていれば本望です。

また新たな変異株が見つかりました。予想される第6波に備えて感染拡大防止を最優先に考えながら令和４年の各種事業に取り組んで参ります。役員をはじめ組合員の皆様には、これからの新潟県美容組合の発展と未来の為にも、何卒お力をお貸し頂きたくお願い申し上げます。皆様にとって輝かしい1年となりますことをご祈念申し上げます。

日本海

ご挨拶

▼謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は皆様方の温かいご指導、ありがとうございました。新しいそれぞれの役職に未だ慣れず、知識不足で至らない点がございますが、今まで以上一層努力しご期待に添えるよう精進いたします。引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

▼と、硬い挨拶はここまでにしまして、例年雪国であります上越地区ですが、昨年は一日で一ｍ四十㎝の積雪がありました。？？同じ県内でも全く積り方が違います。それでも昭和の大雪よりはまだましな気がします。最近はスコップ、スノーダンプも軽量化が進み、除雪様式も変わってきました。上越地区では、機械の除雪機のことを「ピーター!!」と呼んでいます。さすが今どきですね。私も知らなかったのですが、昭和の頃海外から輸入したものの商品名だったそうです。それ以来この辺りではロータリー式の除雪機の事をそう呼ぶようになったようです。

▼自分の周りに意外と知ってるようで知らない事ってあったりしますよね。年配の方がおっしゃいます、大雪は一年じゃ終わらんのだでね!う～ん、今年も?ということですか?昨年の大雪で一週間店を休んだという声もあって、コロナ禍でもそんなに休まなかったのに!さて今年はどのような年になりますことやら、皆様方のご多幸をお祈り申し上げます。

教育部長（高田新井支部長）　河越 昌之

●常任理事

理事長（新潟東）　竹内 聖二
副理事長（新発田北蒲）　長尾 紀次
経理部長（小出）　星 ミヨシ
教育部長（高田新井）　河越 昌之
組織部長（西蒲原）　中林 淳子

●理事

池 善洋（新潟西）
早川 靖幸（新潟東）
秋野 敦子（佐渡）
鈴木 美佐枝（中東）
近 寅夫（新発田北蒲）
三國 克明（村上）
杉山 健（三条）
櫻井 誠司（長岡）
直井 公宏（十日町）
品田 章雄（柏崎）
室橋 鉄也（糸魚川）

●支部長

中島 敦子（見附）
和田 晴充（小千谷）
野澤 りえ（南魚沼）
市村 浩徳（直江津）
小山 明美（東頸城）

●監事

寺本 和子（長岡）
神林 幸代（直江津）

●運営委員長

講師会（新潟西）　髙橋 みゆき
Fresco（三条）　小泉 允彦

謹賀新年

本年もよろしくお願い申し上げます

新潟県美容業生活衛生同業組合

組合本部事務所への各共済に関する申請・お問い合わせは午前10時から午後4時までにお願い致します。

美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの改訂について

美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが専門家及び厚生労働省の助言に基づき、11月17日付で一部再度改訂されました。
なお、全美連では、組織強化の一環として役立たせるため、本ガイドラインと新型コロナウイルス感染予防対策に組織力の重要性をまとめた冊子を作成し、完成し次第、各県組合を通じて全組合員に配布いたします。

【ガイドラインの主な改訂内容（令和3年11月17日改訂）】

・ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意することを明記
・開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策において、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ対策する旨の記載を追加
・施設の換気について、「常時換気又はこまめな換気（１時間２回以上、１回に５分間以上が望ましい）に努める。」の記載を追加
・施術中の対応策として、「顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をする（例えば、自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入）。」の記載を追加
・顧客の待合室での対応として、「顧客には、原則として飲食物は提供しない。」の記載を追加
・従業員の感染予防のための管理として、品質の確かな、できれば不織布のマスクを正しく着用する旨の記載と、「普段から、毎日の健康状態を把握する。」、「寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合などには、定期的なPCR検査の活用を検討する。」、「必要に応じて、健康観察アプリのインストール･活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底を検討する。」の記載を追加
・新型コロナウイルス感染症についての連絡先に「医療機関」が追加
・感染防止対策の実施状況の確認について、追加で記載

レベルアップセミナー後期受講生募集中!!!

着付初級（全6回）　受講料　36,000円

新潟会場	新潟市内	講習時間	AM10:00～PM 2:00（新潟）
長岡会場	長岡市内		AM 9:30～PM 1:30（長岡）

新潟日程	1月24日(月)・1月31日(月)・2月14日(月)・2月28日(月)・3月 7日(月)・3月28日(月)
長岡日程	1月24日(月)・1月31日(月)・2月14日(月)・2月28日(月)・3月 8日(火)・3月14日(月)

着付中級（全6回）　受講料　42,000円

新潟会場	新潟市内	講習時間	AM10:00～PM 2:00（新潟）
長岡会場	長岡市内		AM 9:30～PM 1:30（長岡）

新潟日程	1月24日(月)・1月31日(月)・2月14日(月)・2月28日(月)・3月 7日(月)・3月28日(月)
長岡日程	1月24日(月)・1月31日(月)・2月14日(月)・2月28日(月)・3月 8日(火)・3月14日(月)

※着付は各会場で一人の講師が初級・中級を担当します。
※着付初級・中級は分割2回払いが可能ですので、組合事務局までお問合せください。

申込〆切	1月7日(金)
受講申込方法	①受講希望の方は組合事務局までご連絡ください。 TEL(025)223-0991　FAX（025）228-3678 ②受講申込書を送付いたしますので、記入し組合にご返送ください。 ③開催決定後、連絡いたしますので、指定口座へ受講料をお振込みください。 その後、受講案内を送付いたします。
受講料振込先	金融機関/郵便局　口座番号/00500-6-74733 口座名称/新潟県美容業生活衛生同業組合 ※郵便局備え付けの振込用紙（青色）をご利用ください。
注意事項	※受講者数により中止となる場合があります。 ※受講料は前納の事、ただし途中退会されても返金いたしません ※受講者以外の講習会出席はご遠慮ください。

★国家試験対策の受講ご希望の方は、組合事務局へご連絡ください。
［TEL：025-223-0991］

全美連各ブロック組織強化担当者会議に出席して

組織部長　中　林　淳　子

11月10日長野県で開催された「全美連主催東海北信越ブロック組織強化担当者会議」に出席いたしました。この会議は全国でブロック別に開催されるもので、新潟県を含む東海北信越ブロックからのスタートとなりました。内容は、「①コロナに向き合う生活衛生同業組合を考える（組合の役割と使命）　②美容師の資格制度について　③新型コロナウイルス感染症対策について　④連合会事業の推進について」でした。

①はまず戦後新たな日本を創り上げた先人達の労苦、生衛業の歴史等々、今までおぼろげながらにしか知らない事ばかりでした。生衛業の事業者を守るための法律「環衛法」の生い立ち。当たり前のようにあった法律がどのように可決されたかなどとても興味深い話で、じっくりと知ることができました。そして事業者のための金融機関として、昭和40年金融公庫設立に向けた総決起大会等が開かれ、昭和42年8月「環境衛生金融公庫法」が成立し、同年9月公庫設立、10月から貸付業務が開始されたそうです。私自身、開店の時お世話になりました。成り立ちを学ぶと見方も変わるなと思いました。今はコロナ融資で多くの人が利用されていると聞いています。
②大正7年、大阪府令によって認可を受けることが義務付けられ、初の資格制度が創設。昭和22年理容師法制定、理容と美容に分かれ、昭和26年理容師美容師法、そして美容師法が昭和32年に制定されました。幾度となく改正がなされながら、国家資格としてあり続けています。
③機関誌「ＺＥＮＢＩ」11月号にサロン調査結果、作文コンクール最優秀賞と審査員の評価が載っているので見てほしいそうです。購読されていない方はぜひこの機会に組合事務局までお申込みください。また2025年問題。ベビーブームで産まれた方が75歳その子供が50歳となり、訪問美容が増えていく。業態が変わり来店頻度が下がっていく。この先どうなるのか…若い方にもハートフル美容師の研修を受けてもらいたいとの事でした。
④「組織強化のためには何度も足を運ぶこと」地道な活動が不可欠です。心を強く持ち、加入者獲得に力を合わせてがんばりましょう！デジタル化推進として、ｆａｘ、郵便で送付していた資料等をＰＣ、タブレット等に送ることで迅速化される。結果ペーパーレス、業務効率化、コスト削減等につながる。ただし文書の取扱い方法（情報管理等）のルールを作らないと難しいので、これから検討されるとの事でした。

12時から16時まで詳しい講義があり初参加で緊張しましたがこれらを組織部としてしっかりと活かしていこうと思いました。

■ あけましておめでとうございます

晴れやかな新年幕開けの反面、3年目に突入したコロナ禍で、多くの人が厳しい現実に気が滅入っています。
昨年zoom参加した隣県の経営フォーラム基調講演で講師が紹介した先人の言葉「人生は思ったようになるし、思ったようにしかならない！」が、折しも20年以上ご無沙汰していた御取引先様訪問時に頂いた言葉「何とかなる！どうにかなる！何とでもなる！」と被さり、心に残っています。
落ち込む事や辛いことが山ほど押寄せる今、不安や絶望に圧し潰されそうになります。しかし、まだ始まってもいない未来は考え方一つで、どうにでもなることを忘れてはいけません。ただその前に、抱えている問題や悩みは手放しましょう。大丈夫です、何とかなります。未来は、何とでもなるんです、私たちの未来は…。廻りの人と一緒に幸せになろうと本気で考えたら、そうなれるんです。
ただ諦めたら、その様にしかなっていきません…
大変な時代です、大変な時代だからこそ、共に乗り越えて行きましょう！
2022年も、どうぞ宜しくお願いいたします。

株式会社 NODA　http://www.noda-salon.com
NODA

簡単、手軽、美顔。
KASSAFUL
東洋伝統のかっさ美容法で「気・血・水」のめぐりをスムーズに
最新のイオン技術でクレンジングし汚れ除去
イオントリートメントで美容成分浸透

むくみ、よごれ、乾燥。
１台３役の美顔器が
あなたの悩みにアプローチ。

スッキリ！
技術メニュー化も
オススメです！

客単価向上　売れる店販品
スッキリする人、続々と。
売りこまずに売れる！
えっ？美容室でスープが爆売れ中？？その理由は・・・

あなたの美容室に来る方は
髪の美しさだけを求めていません
著名な美容マニアもビックリする
天然由来の食物繊維・ミネラルの豊富さ！
弊社の営業スタッフも
飲み始めて数ヶ月でスッキリ！
久しぶりにお会いした美容室スタッフ様
がザワザワと話題にするほどです
美容室スタッフ様向け製品もあります。
まずは試してみませんか？

お申し込み・お問い合わせは　美容総合商社 株式会社フォークス　新潟市西区山田2307-344　TEL 025-233-1620 FAX 025-233-1619
E-mail：folks@ceres.ocn.ne.jp　URL：http://www.folks-niigata.com/

美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン〈改訂版〉

令和２年５月29日策定
令和２年12月25日改訂
令和３年11月17日改訂
全日本美容業生活衛生同業組合連合会

１．本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年５月４日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

２．感染防止のための基本的な考え方

開設者及び管理美容師は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底し、家族や身近な人を守り、顧客の安全を守ることを旨とする。ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意する。なお、従業員だけでなく事業主も自らがガイドラインを遵守することが求められていることに留意すること。

３．開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策

⑴　リスク評価

開設者及び管理美容師は、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（①）と飛沫感染（②）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

①接触感染のリスク評価

複数の従業員が共有する器具や、顧客も触れるドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（受付テーブル、美容椅子、ドライヤー等の美容器具、美容用剤、シャワーヘッド、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等）には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状況を判断して、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内での会話や顧客に直接触れる作業がどこにあるか等を評価する。

⑵　施設内の各所における対応策

①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- 人との接触を避け、対人距離を確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、１ｍ以上確保するように努める）。
- 人と人が対面する受付等の場所では、対人距離を確保するかアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう工夫する。
- 電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに支払時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすよう努める。
- 感染防止のための来店者を整理する（密にならないよう、来店者数の調整及び美容椅子の間隔に配慮。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限を含む）
- 入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いを励行する。
- デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、正しいマスク等の着用（従業員へのマスク着用の徹底を図り、顧客にもマスク着用を促すとともに咳エチケットを励行する。マスクを持参していない顧客へは、マスクを配付もしくは販売する。）
- 施設の換気について、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組み、常時換気又はこまめな換気（１時間２回以上、１回に５分間以上が望ましい）に努める。
  （参考）「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
  https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf
  冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
  https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf
- タオル、ケープの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施する。
- 共用物品は最小限とする。
- 従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行う。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、ＱＲコードを店内に掲示し、QRコード読取を奨励する。

②症状のある方の来店制限等

- 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある人、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある人の予約又は来店をご遠慮いただくことは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。このため、予約時及び来店時に問診を行うこととし、店側の対応等を説明し、状況によっては来店又は入店をご遠慮いただくことも考えられる。また、予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認するよう努める。
- 密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、顧客の名簿は３週間以上適正に管理することが重要である。

③施術中

- 使用する美容椅子の間隔を広く確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、１ｍ以上確保するように努める）、顧客を案内する際に密にならないようご案内する等の対応を行うこと。
- 従業員は常にマスクを着用すること。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとし、必要最小限の会話とすることに努めること。
- 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）をマスクと併用すること。
- 施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促し、マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売する（例えば、耳掛け紐にラップを巻く等、水濡れ防止策を施し顧客の不快感の軽減に配慮）。
- 顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をする（例えば、自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入）。

④トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤー（手を乾かすための物）は止め、タオルの共有は禁止する。

⑤従業員の休憩室及び顧客の待合室（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにする。
- 一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保する（１ｍ以上確保するように努める）。また、対面で飲食や会話をしないようにする。
- 休憩室及び使用する際の待合室は、常時換気することに努める。
- 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は、定期的に清拭消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。
- 顧客には、原則として飲食物は提供しない。

⑥ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

⑦清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウムを用いて始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- 高頻度接触箇所を随時清拭消毒する。
- タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和 56年６月１日環指第95号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行う。

⑧その他

- 本ガイドラインに記載がない部分については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」等の規定に基づいて衛生管理を行うこと。
- 特に高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、予約時又は来店時により慎重に体調や体温等について伺い、場合によっては来店日を変更してもらう。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

⑶　従業員の感染予防のための管理

- 従業員は常に爪を短く切り、客１人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- 正しいマスク着用（品質の確かな、できれば不織布）や咳エチケットの徹底を図る。
- 必要に応じて手袋等を着用する。
- 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 出勤前に体温を確認することを従業員に求め、風邪症状や発熱がある場合や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し、出勤しないことを求める。
- 普段から、毎日の健康状態を把握する。
- 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合などには、定期的なPCR 検査の活用を検討する。
- 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底を検討する。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師等に報告することを徹底する。報告を受けた開設者及び管理美容師等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うこと。
- これらの報告を受ける担当者（開設者及び管理美容師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知・徹底する。
- 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「医療機関」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底する。
- 従業員に対し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知すること。
- ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

４．感染防止対策の実施状況の確認

本ガイドラインに記載されている感染防止対策を基に、チェックリストを作成するなどして施設管理者ならびに従業員が感染防止対策の実施状況を確認し、対策が不十分な点があれば改善するように努める。

組合本部事務所への各共済に関する電話・お問い合わせは午前10時から午後４時までにお願い致します

令和３年度　各種給付状況(11月)

●共済会　給付金
（請求期限：事由発生から６ヶ月以内）

給付項目	件数	給付金額（円）
1. 火災見舞金	0	0
2. 災害見舞金	0	0
3. 死亡弔慰金	1	70,000
4. 配偶者死亡弔慰金	2	60,000
5. 傷病見舞金（7日以上入院）	3	60,000
6. 慰労金	1	80,000
7. 退職慰労金	1	50,000
計	8	320,000

●全美連総合福祉共済　特別給付金
（請求期限：事由発生から１年以内）

給付項目	件数	給付金額（円）
1. 配偶者死亡弔慰金	0	0
2. 子供死亡弔慰金	0	0
3. 入院療養見舞金	1	20,000
4. 結婚祝金	3	60,000
5. 第1子誕生祝金	1	100,000
6. 子供誕生祝金	3	60,000
7. 銀婚祝金（入籍後25年）	0	0
8. 金婚祝金（入籍後50年）	0	0
9. 還暦祝金（満60歳）	3	30,000
10. 古希祝金（満70歳）	0	0
11. 長寿祝金	1	100,000
12. 人間ドック補助金	29	289,919
計	41	659,919

共済・保険の請求先のご案内

①共済会給付金申請（請求期限は事由発生から６ヶ月以内）
支部長へご連絡下さい

②総合福祉共済給付金申請（請求期限は事由発生から１年以内）
総合福祉共済ご加入者の方は組合へご連絡下さい

③賠償責任保険請求
支部長へご連絡下さい

総合福祉共済１月の振替日

ゆうちょ銀行以外の金融機関………… １月24日㈪
ゆうちょ銀行……………………………… １月27日㈭
※口座へのご入金は前営業日までにお願い致します。

総合福祉共済１月の特別給付金対象者

令和３年１月１日以前加入の方が該当です。
事由発生日以前の請求は出来ませんのでご注意ください。

給付項目	対象者
還暦祝金	昭和37年１月生まれ
古希祝金	昭和27年１月生まれ
銀婚祝金	平成８年２月～平成９年１月入籍
金婚祝金	昭和46年２月～昭和47年１月入籍

※結婚・出産などの祝金、入院等の見舞金・人間ドック補助金はその都度ご請求ください。
※給付金を請求される際は、手続がスムーズに行えるよう記入漏れ・印鑑の押し忘れ・書類の添付忘れがないかもう一度ご確認ください。
※総合福祉共済の特別給付金の支払い迄には、１ヶ月～１ヶ月半かかります。ご了承ください。

組合だより

1月24日㈪	レベルアップセミナー（着付初級・中級）	新潟・長岡会場
31日㈪	レベルアップセミナー（着付初級・中級）	新潟・長岡会場

※組合事務局　年末年始休業のお知らせ

12月29日㈬から１月３日㈪まで業務を休止させていただきますのでよろしくお願いいたします。
尚、新年は１月４日㈫から通常業務となります。

広報部より

旧年中は、新聞編集にご協力いただきありがとうございました。今年も皆様のお便りをお待ちしております。

先月号の新組合員の紹介で支部名が間違っておりました。お詫びして訂正いたします。
Nailsdoor　（誤）長岡　⇒　（正）高田新井

～組合員の皆様へ～　≪組合を脱退に関する手続・注意事項について≫

定款（第11条、第60条、第68条）に基づき手続きをしますので、必ず下記事項をご確認下さい。

1．組合員は、（1）組合員たる資格の喪失　（2）死亡又は解散　（3）除名　の事由によって脱退する。（1）（2）の事由の場合、遅滞なく届け出ること。
2．廃業の場合、保健所へ届け出た『廃業届のコピー』を添付の上、各支部備え付けの『脱退届』に必要事項を記入の上、各支部長へ提出すること。脱退した日の翌月以降の組合費は徴収しない。
『廃業届のコピー』が添付されない場合の『脱退届』の提出は廃業による脱退とは認めない。下の３.自己都合による脱退とする。
3．自己都合による脱退（自由脱退）の場合は、各支部備え付けの『脱退届』に必要事項を記入の上、各支部長へ提出し、届出を行った日の事業年度の末日（３月31日）において脱退ができるが、『脱退届』が事業年度末日の60日前（１月30日、うるう年の場合は１月31日）までに、組合本部事務局に到着しなければならない。
それ以降から３月31日の間の自己都合による脱退は、受け付けない。
各支部長経由で提出されることを考慮し、各支部の提出〆切を各自確認のこと。
年度の途中で『脱退届』を提出しても、原則として３月31日までは組合員であるので、３月末までの組合費等、負担すべき費用を支払うこと。
4．組合を脱退する場合は、組合の『脱退届』だけでなく、共済会等についても同時に提出すること。

《参考》新潟県美容業生活衛生同業組合定款（抜粋）

（脱　退）
第11条　組合員は次の事由によって脱退する。
（1）　組合員たる資格の喪失　　（2）　死亡又は解散　　（3）　除名
2　組合員に前項第１号及び第２号の事由があったときは、遅滞なく届け出るものとする。
3　組合員は第１項各号に定める事由によることなく自由脱退しようとする場合は、この組合に予告し、その予告を行った日の属する事業年度の末日において脱退することができる。
4　前項の予告は、当該事業年度の末日の60日前までに脱退の旨を記載した書面でしなければならない。
（事業年度）
第60条　この組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（延滞金）
第68条　この組合は、組合員が過怠金、組合費、使用料、手数料、払い込むべき出資金、その他この組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年10.95％の割合で延滞金を徴収することができる。

生活衛生資金貸付利率一覧表（適用日：令和３年12月１日、年利：％）

償還期限	基準利率	特別利率A	特別利率C	特別利率F
5年以内	1.06~1.66	0.66~1.26	0.30~0.76	1.21
5年超　6年以内				
6年超　7年以内				
7年超　8年以内				
8年超　9年以内				
9年超　10年以内	1.07~1.67	0.67~1.27	0.30~0.77	
10年超 11年以内	1.09~1.69	0.69~1.29	0.30~0.79	
11年超 12年以内	1.11~1.71	0.71~1.31	0.30~0.81	

償還期限	基準利率	特別利率A	特別利率C
12年超 13年以内	1.13~1.73	0.73~1.33	0.30~0.83
13年超 14年以内	1.25~1.85	0.85~1.45	0.35~0.95
14年超 15年以内			
15年超 16年以内			
16年超 17年以内			
17年超 18年以内			
18年超 19年以内	1.35~1.95	0.95~1.55	0.45~1.05
19年超 20年以内			

区　分	適用施設設備等		
基準利率	設備資金（非組合員に適用）運転資金（返済期間：７年以内）		
特別利率A	振興事業運転資金（標準営業約款登録営業者）	特別利率C	振興事業設備資金(組合員に適用)
特別利率F	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（無担保・無保証融資） 設備資金（返済期間：10年以内　据置期間：２年以内） 運転資金（返済期間：７年以内　据置期間：１年以内）		

原則として、保証人は不要です。
上記の金利は、「担保を提供する融資を希望される方」に適用されます。審査によって金利が決定します。
「担保を不要とする融資を希望される方」は上記の金利に0.3％以上上乗せになります。

一定の会計書類を備え、「振興事業に係る事業計画書」を策定し、組合の確認を受けた場合、利率が引下ります。
ア．設備資金：特別利率C→特別利率C－0.15％　　イ．運転資金：基準利率→基準利率　－0.15％
「一定の会計書類」とは…（1）原則、税務署の収受印のある「青色申告書」
（2）白色申告者の場合は「白色申告書」（3）決算実績がない営業者又は開業予定者は「創業計画書」

本年もよろしくお願い申し上げます

きくや美粧堂の社名は、「聞く屋」からはじまりました。
お客様の「声」、サロン様の「声」を聞くことで、
私たちは一歩ずつ着実に、未来に向かって進化してまいりました。
そしてこれからも、どうぞ皆様の「声」をお聞かせください。
美の喜びと感動を全国に広げていくために。

All for salon, All for beauty
すべてはサロンさまのために、すべては美容のために

株式会社 きくや美粧堂
http://www.kikuya-bisyodo.co.jp/

［新潟支店］
〒950-0914 新潟市中央区紫竹山 2-4-43 渡辺ビルB棟 2F　TEL.025-240-1177／FAX.025-240-1222
［上越支店］
〒942-0063 上越市下門前町 1869　TEL.025-531-0451／FAX.025-531-0452

令和三年も大変お世話になり
厚く御礼を申し上げます
世の中の流れがこれだけ激変する中で
必要なことはより深く濃く
そうでないものはより簡易になりゆく時代です
今後十年、二十年…と業界が進む中で
時代の流れに常に乗りながら
既存の枠組みや発想や慣習に捉われない
新しい形を探求し続け 形にし
美容室様に選ばれ「タチカワは面白い！やるね！」と
実感してもらえる会社を目指します
令和三年九月より改めて「株式会社タチカワ」として
スタートさせていただきました
中期三カ年のテーマは「しん」です
新・進・清・心・真・伸・深・芯・信・神…など
この「しん」という言葉には
前向きでワクワクさせてくれる語意が多くあります
これからも常に前向きに歩み続けるよう
社員一丸となって この一年も精進いたします
新年も何卒ご支援のほど宜しくお願い申し上げます

株式会社タチカワ
代表取締役会長　立川　智弘
代表取締役社長　佐々木　毅
社員一同

sin
TACHIKAWA
www.jbl-tachikawa.co.jp
TEL.025-275-6666
KUM support planning
美容室経営のマーケティングについてはこちら►